

一般財団法人全国退職教職員生きがい支援協会

定款

一般財団法人全国退職教職員生きがい支援協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人全国退職教職員生きがい支援協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(支部)

第3条 この法人は、必要に応じて、理事会の議決を得て、支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、退職教職員等の生涯生活設計の支援、生きがいづくりに関する各種活動を推進することにより、退職教職員等の充実したセカンドライフの確立、福祉の増進を図り、もって教育の活性化と活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 退職教職員等の生涯生活設計の支援に関する事業
 - (2) 退職教職員等の生きがいづくりに関する各種活動等の推進に関する事業
 - (3) 退職教職員等に係わる福祉の向上及び相互扶助に関する事業
 - (4) 機関誌の発行
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、全国で実施する。

第3章 財産及び会計

(財産の種類)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、定時理事会の承認を経た上で、臨時評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において決議に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を経た上で、評議員会において決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金)

第14条 この法人は、剰余金の分配を行うことができないものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員6名以上12名以内を置く。

(選任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

第2節 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招集）

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

第23条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第24条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選による。

（定足数）

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第26条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

（決議の省略）

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第28条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員への報告があったものとみなす。

（議事録）

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名押印しなければならない。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

（種類及び定数）

第30条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（選任等）

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務・権限）

第32条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する

こと。

- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 役員は、第30条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第35条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決により解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第36条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員にはその対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

- 3 前2項に関する支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。(責任の免除又は限定)

- 第37条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(設置)

- 第38条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第40条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、事業年度毎に6月、3月の2回開催とする。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が見せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

- (4) 第33条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第41条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

- 第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第46条 理事会又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第32条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

第6章 事務局

(設置等)

- 第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な使用人は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第49条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第7章 会員

(会員)

- 第50条 この法人に会員を置く。
- 2 会員は次の3種とする。
- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員
- 3 正会員は、この法人の目的に賛同する団体とする。
- 4 特別会員は、この法人の目的、運用上の必要性等に鑑み、理事長が理事会に諮って定める者とする。
- 5 賛助会員は、正会員又は特別会員以外の者であって、別に理事長が定めるところ

により、この法人の目的に賛同して会費を納める者とする。

- 6 会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

- 2 評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第4条・第5条及び第16条についても適用することができる。

(解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(合併)

第53条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告方法)

第55条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法により行う

第9章 補則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岡本 泰良、佐藤 由晴、青柳 修治、小栗 洋、上田 京子、古屋 信彦、
北原 久禪、大杉 由香、小滝 岩夫、河野 達信

3 この法人の最初の代表理事は、森越康雄とする。

4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第12条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。